

令和4年2月22日

ごみ処理の現状と課題及び解決の方向性について

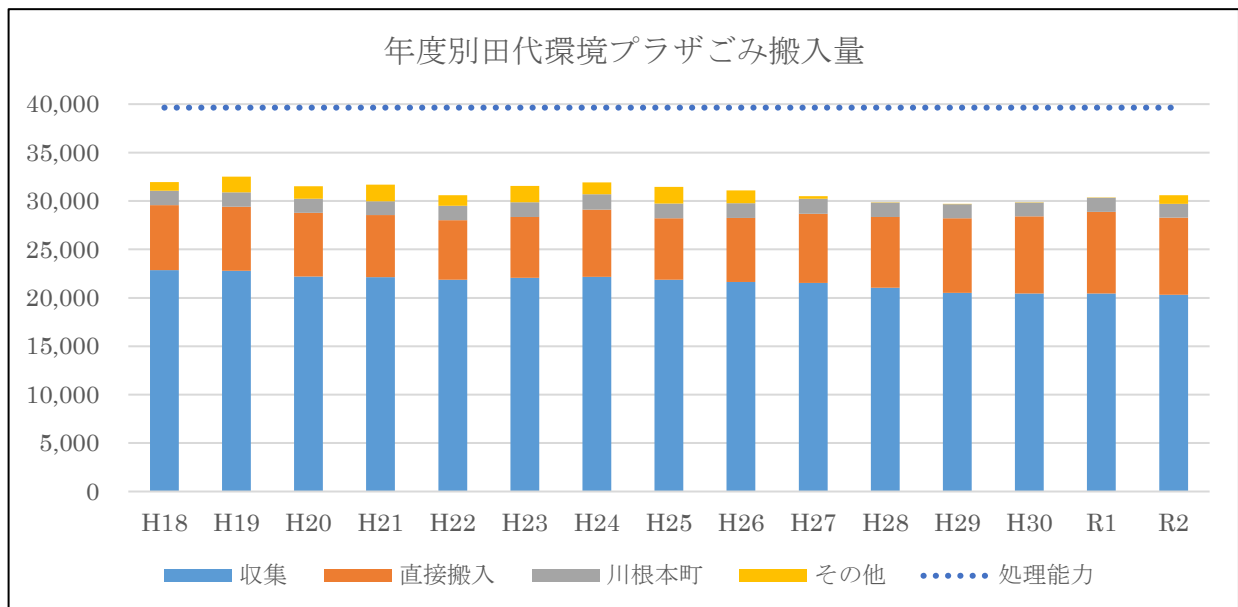
(地域生活部環境課)

1 ごみ処理の現状・課題

(1) ごみ処理量

令和2年度のごみ処理量は、施設が稼働した平成18年度と比較して約1,334tの減少となっている。この間、島田市の人口は、104,259人から97,470人と6,789人減少し、世帯数は4,182世帯増加して38,618世帯となっている。

施設のごみ処理能力(108.6×365=39,639t)の余力を活用し、平成18年度から平成27年度までの10年間最終処分場の埋め立てごみを処理した。また、令和2年度からクリーンセンターの汚泥を処理している。(田代環境プラザ年度別ごみ搬入量：別紙資料1)



ごみ処理量は、一般的に人口が減少しても世帯数が増加することによって、ごみ排出量は増加する傾向にあるが、本市においては、施設稼働後、ほぼ横ばいの状態を継続している。

市民1人当たりの年間家庭系可燃ごみ排出量は、223kgで平成18年度から変化していない。

また、カレット(白、茶、その他色、リターナブル)、古紙(新聞紙、段ボール、雑誌類)、トレイなど17品目の資源回収を実施し、ごみ減量・リサイクルの促進に努めているが、資源ごみの収集量は、年々減少傾向にある。

種別	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31-R元	R2
燃えるごみ	29,565	29,402	28,811	28,575	28,048	28,388	28,520	28,231	28,289	28,709	28,372	28,235	28,419	28,885	28,302
燃えないごみ	1,440	1,153	1,019	1,008	861	713	648	541	538	599	644	604	675	823	846
びん類	654	793	776	779	789	737	732	703	720	712	666	618	625	631	590
古紙類	2,955	2,832	2,606	2,383	2,145	1,997	1,684	1,434	1,152	905	768	644	566	493	437
ペットボトル	203	240	236	226	224	211	203	198	189	185	189	191	183	185	183
ペットボトルキャップ	0	0	0	0	2	3	3	3	3	3	3	2	3	2	2
白色トレイ	25	31	33	32	20	18	17	15	14	12	12	12	12	12	13
紙パック	33	33	36	34	33	31	31	28	26	23	23	22	20	21	21
陶磁器・ガラス屑	189	256	274	323	319	324	310	294	321	296	309	294	358	335	379
使用済み食用油	0	0	3	6	6	5	7	6	6	6	7	6	7	7	6
乾電池	35	37	38	37	37	37	35	36	33	29	33	30	35	32	35
蛍光灯	15	13	18	18	15	15	15	13	12	10	12	11	13	10	13
古布類	-	-	-	-	-	-	-	-	30	35	34	42	48	60	63
小計	5,549	5,388	5,039	4,846	4,451	4,091	3,685	3,271	3,044	2,815	2,700	2,476	2,545	2,611	2,588
合計	35,114	34,790	33,850	33,421	32,499	32,479	32,205	31,502	31,333	31,524	31,072	30,711	30,964	31,496	30,890

県内市町別ごみ排出量・リサイクル率

No.	順位	市名	1人1日当 たりのご み排出量 (g/人日)	人口総数 (人)	ごみ 総排出量 (t)	リサイク ル率 (%)
1	18	静岡市	935	703,168	239,922	15.8
2	11	浜松市	879	805,110	258,191	18.8
3	4	沼津市	860	196,274	61,618	24.4
4	6	熱海市	1,745	37,084	23,621	23.3
5	20	三島市	896	110,444	36,109	13.9
6	13	富士宮市	918	132,972	44,554	18.5
7	14	伊東市	1,336	69,363	33,824	18.2
8	12	島田市	904	98,765	32,581	18.7
9	22	富士市	782	254,219	72,571	13.3
10	19	磐田市	774	170,009	48,000	14.5
11	7	焼津市	816	139,594	41,589	22.7
12	17	掛川市	646	117,925	27,793	17.1
13	15	藤枝市	690	145,652	36,688	17.7
14	9	御殿場市	891	88,781	28,881	19.9
15	16	袋井市	880	88,030	28,288	17.7
16	21	下田市	1,282	21,848	10,223	13.5
17	23	裾野市	797	52,208	15,183	8.6
18	1	湖西市	960	59,723	20,933	38.9
19	10	伊豆市	997	31,039	11,292	19.3
20	2	御前崎市	915	32,850	10,977	30.7
21	8	菊川市	646	48,179	11,364	22.2
22	5	伊豆の国市	939	48,893	16,762	23.8
23	3	牧之原市	857	46,001	14,388	27.2
市 計			881	3,498,131	1,125,352	

No.	順位	町名	1人1日当 たりのご み排出量 (g/人日)	人口総数 (人)	ごみ 総排出量 (t)	リサイク ル率 (%)
24	9	東伊豆町	1,552	12,336	6,987	12.5
25	12	河津町	1,459	7,313	3,894	7.7
26	8	南伊豆町	1,209	8,372	3,694	13.7
27	10	松崎町	1,116	6,715	2,736	11.1
28	6	西伊豆町	1,529	8,007	4,468	14.3
29	5	函南町	1,094	37,793	15,091	19.0
30	2	清水町	766	32,612	9,123	24.4
31	3	長泉町	683	43,527	10,857	24.1
32	11	小山町	1,043	18,365	6,994	10.2
33	4	吉田町	863	29,703	9,352	19.9
34	1	川根本町	863	6,789	2,139	31.2
35	7	森町	664	18,461	4,474	14.3
町 計			951	229,993	79,809	
県 計			886	3,728,124	1,205,161	18.4

環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成30年度版)

・1人1日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量/人口総数

・リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100

資料:令和2年度市の指標(静岡県市町行政課)

1人1日当たりのごみ排出量は、観光地など交流人口が多いほどごみ排出量も多い傾向にあり、本市のごみ排出量は、近隣市より多い傾向にある。

(2) ごみ処理経費

令和2年度のごみ処理に要した部門別の経費は、次の表のとおりである。ごみ処理全体で約15億9,314万円の費用を要しており、ごみ(資源ごみを含む)1kg当たりでの処理費用は、48円となっている。(単位:千円)

	収集運搬経費	ごみ減量・リサイクル経費	中間処理経費	最終処分経費	その他経費	合計
ごみ処理費	316,466	181,302	940,908	36,710	366,236	1,841,622
収入額	948	10,269	237,261	0	0	248,478
差引額	315,518	171,033	703,647	36,710	366,236	1,593,144
ごみ量(t)	20,318.93	2,521.74	30,611.64	1,729.68		
Kg単価	16円/kg	68円/kg	23円/kg	21円/kg		

収集運搬経費、ごみ減量・リサイクル経費、中間処理経費のいずれも、人件費又は委託業務に係る委託料が主な経費であり、ごみ排出量の増減に経費は大きく影響されないものの中間処理経費における需用費などごみ減量によって、経費の削減も見込まれる状況である。

年度別ごみ処理経費（差引額）

	収集運搬経費	ごみ減量・リサイクル経費	中間処理経費	最終処分経費	その他経費	合計
令和2年度	315,518	171,033	703,647	36,710	366,236	1,593,144
令和元年度	351,469	162,985	669,757	33,521	496,538	1,714,270
平成30年度	349,636	151,135	667,289	33,841	538,466	1,740,367
平成29年度	367,534	154,398	593,607	30,296	567,499	1,713,334
平成20年度	401,122	183,513	502,217	34,317	341,702	1,462,871
平成18年度	406,617	195,300	303,207	42,710	33,024	980,858

(3) 課題

本市では、平成18年度から従来の「燃やせるごみ」、ビニール・プラスチック類の「燃やせないごみ」の混合収集へと切り替えた。このため、ごみの分別意識が弱まることにより、市民のごみ減量意識の低下、ごみ量の増加が危惧されたが、大幅なごみ量の増加は見られない。

一方で、ごみ集積場所における組成調査の結果から燃えるごみの中に約12%程度の資源が混入していると推測されるため、今以上のごみ減量・リサイクルの徹底が必要である。

中間処理経費は施設の田代環境プラザの長寿命化を見据えた点検、補修などの維持管理が行われているため、年々増加傾向にあり、今後の人口減少・超高齢社会を見据えた場合、ごみ処理に要する費用の安定的な財源確保が必要である。

また、ゼロカーボンシティを推進するため、ごみ減量に向けた生活スタイルの転換が必要である。

2 課題解決のための施策（制度設計）

(1) 課題解決のための方向性

ア 国の考え方

国は、平成17年に中央環境審議会における意見具申を受けて廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を改正し、市町村の役割を次のように定めた。

- ▶ 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討すること等により、社会的経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。
- ▶ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

イ 有料化の考え方・先進事例

(ア) 全国的な課題解決の方法

全国的に、ごみ処理費用が膨大となり自治体にとって大きな負担となっていること、排出量の個人差が広がり従来のように税金で処理することが必ずしも公正・公平となっていないこと、最終処分場のひっ迫などが挙げられている。

このため、ごみ減量へのインセンティブを提供するシステムとして「有料化」を実施している自治体が増えてきている。

<一般廃棄物処理の有料化目的別の自治体件数>



資料：一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省）

(イ) 有料化の根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

一般廃棄物である家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分の手続きは、大多数の者が利益を受けるとしても、ごみの排出者とその収集運搬行為との間に対応関係が生じ、ごみ排出者に対してのみ負担を課することが可能となるのであるから、ごみ収集運搬行為は、「特定の者」のために提供する役務ということができ、ごみ処理有料化が地方自治法第227条の「特定の者」のためにするとの文言に反するとまではいうことができない。（東京高裁（平成22年4月27日））

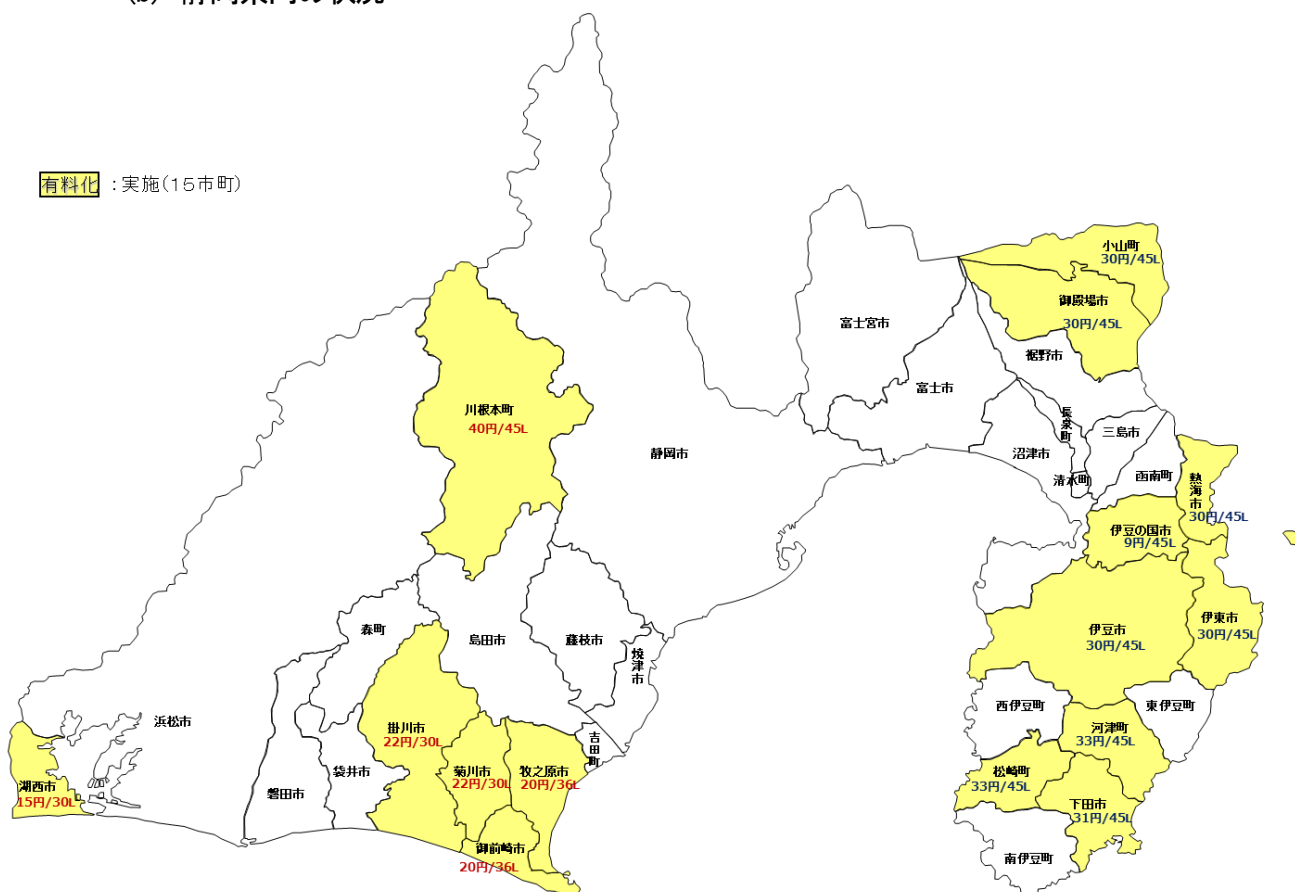
(ウ) ごみ処理有料化に係る制度設計（先進事例）

(a) 主な有料化の手法

	仕組み	メリット	デメリット
単純比例型	排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式で、ごみ量当たりの手数料水準は、一定となる方式	<ul style="list-style-type: none"> 制度が単純でわかりやすい 制度の運用に要する費用が安価である 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の額が低い場合は、排出抑制につながらない可能性がある
段階比例型	排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式で、排出量が一定量を超えた段階で、ごみ量当たりの手数料が引き上げられる方式	<ul style="list-style-type: none"> 多量の場合の手数料を高くすることで、多量に排出する者の抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出者ごとの排出量を把握する必要があるため、制度の運用に要する費用が増す。
一定量無料型	排出量が一定量までは手数料が無料で、排出量が一定量を超えると排出量に応じて手数料が発生する方式（一定の枚数を無料配布するなどの方式）	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量以上とすることで協力が得られやすい。 一定の排出量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 無料となる範囲内の排出に対して、排出抑制が働きにくい。 制度の運用に要する費用が増す。
負担補助併用型	排出量が一定量までは手数料が無料で、一定量を超えると排出量に応じて手数料を徴収する一方、排出量が一定以下となった場合に、排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式	<ul style="list-style-type: none"> 一定の排出量までの排出抑制が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の運用に要する費用が増す。

(b) 静岡県内の状況

有料化 : 実施(15市町)



※ 袋当たりの手数料額については、標準的な袋の容量(45L)を基準に掲載した。

- 県内で15市町が有料化を実施している。(東部・伊豆が9市町、榛原・中東遠が5市町、西部が1市)
- 指定袋の容量は、東部・伊豆地域が大きい傾向にあり、中部・西部地域は、比較的指定袋の容量は小さい傾向にある。

ウ 本市における基本的な考え方

本市においては、ごみの分別基準を変更した平成18年度以降に急激なごみ排出量の増加は見られない。一方で、人口減少、超高齢社会の進展により、安定的なごみ処理を実施していくためには、ごみ減量・リサイクルの促進が必要不可欠である。

このため、ごみ減量に経済インセンティブを付加し、負担の公平性を図り、ごみ減量に努める必要がある。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けて生活様式の転換を図るため、ごみ処理の有料化を進めていく。